

JASTPRO 452

一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

2016-06

今月号の内容

- 記事1. ◇連載◇ 貿易の実務と理論(20) 1
早稲田大学名誉教授 椿 弘次
- 記事2. 第34回AFACT 中間会議に係る概要(開催報告) 9
- 記事3. 【観光雑感】ワクワクする旅、観光のよろこび 22
NPO法人観光情報流通機構(略称JTREC) 堀田 和雄
- 記事4. 国連CEFACTからのお知らせ 26

＝JASTPRO広報誌電子版のご案内＝

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

◇連載◇

記事1. 貿易の実務と理論(20)

早稲田大学名誉教授 椿 弘次

前号に続き、信用状に基づく代金決済を取り上げたい。日本における貿易取引の実情からすれば、やや、時代に取り残されているような印象が残るかもしれないが、相手国および相手企業の経済状況についての判断により、また海外関連会社におけるいわゆる三国間取引などでは、依然として、荷為替信用状の重要性は低下していない。また、国際取引実務慣行の代表であるUCPの現実に学ぶことは、国際取引慣習・慣行に対する取組を学ぶ点でも有益であると思われる。特に、UCP（信用状統一規則）を巡り、ISBP（国際標準銀行実務）を指針として発表し、UCPの制定者である国際商業会議所（ICC）が各国の専門家で構成される銀行委員会を通じて、案件を審査し判断集を刊行していることは、取引慣行・慣習を広報・普及し、権威を高める方法として、高く評価すべきであろう。それは、あたかも、成文法の世界で「法律」、「施行規則」、「施行細則」、「通達」などが整えられるのに似ている。今回も、UCPの他にISBPなどを参考に検討を進めたい。

1. 信用状取引の2大原則

これは、独立抽象性の原則と厳密一致の原則である。それらは、国際金融の二大中心地を抱えるイギリス、アメリカの判例を中心に形成されてきた。しかしながら、未だ、これらの原則を巡り、利害や見解の対立は続いている。1933年以来、UCPは国際商取引の進化に合わせて、改定を繰り返し、特に1950年代以降、ほぼ10年に一度のペースで改定され、現行のものは2007年改定のUCP 600である。

日常的に受益者と銀行間で折衝の対象になりやすいのは、呈示書類の記載と信用状条件との不一致（いわゆる discrepancy, 取引実務上はディスクレと通称する）が問われる後者の原則の具体的適用である。往々にして、その背景には契約品の輸入地における市況の低下の事情が作用し、採算見込みに狂いが出ることを恐れる輸入者が、多少とも値引きの理由を求めて、開設銀行に呈示書類の点検を注意深く行うよう示唆することからディスクレ問題が生じ易い¹。このため、開設銀行は発行依頼人である輸入者に、ディスクレと見られるような事項について、呈示書類の拒絶の是非を問うwaiverの打診を慎重に扱うことが望ましい（UCP 600 Art.16 (b)）。前号でも説明したように、信用状取引の要に居るのは発行依頼人であり、開設銀行との関係では、外国為替による決済業務に関して委任者対受任者の地位に立ち、委任事務の履行違反があるときは、発行依頼人は受任者に損害賠償を求めることができる。

他方、外観重視で迅速、定型、大量処理を旨とした銀行の側に形式・公式尊重主義がある。「独立抽象性の原則」に立ち、原因取引の実体に精通する必要もなく、書面情報の背後の事情までも調査を求められない開設銀行と取引の実体と背後の事情を基に主張したい開設依頼人の間で、主として呈示書類を巡って対立が生じることは避けられないだろう。いわゆるケーブル・ネゴ、paid under reserve、collect 扱いなどの実務的対応が有効かどうかとも検討しなければならない。

貿易実務においては、手続きが簡素化されたとはいえ、依然として少なくない種類の書類が使用される。それぞれの書類の作成者のみならず、輸出入当事者も信用状取引に必ずしも詳しいわけではない。したがって、後述のディスクレ問題が生じることは稀ではない。多少、データが古いかもしれないが、ミシガン大学の

1 例えば、M. Kurkela, *Letters of Credit and Bank Guarantees under International Trade Law*, 2d ed. Oxford U.P., 2007, p.259.

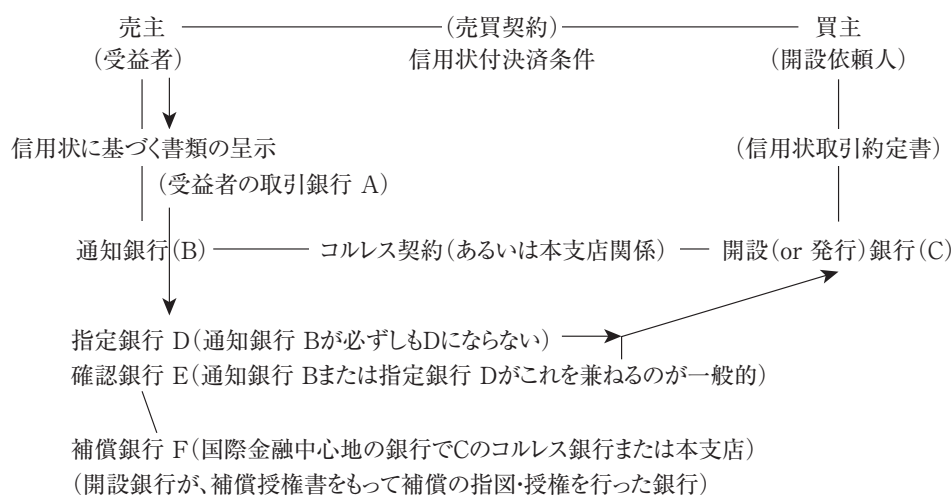
R. Mann教授によれば、呈示書類の欠陥、不備は信用状に基づく支払い請求件数の8割にも及ぶとされる。ただし、契約不履行に起因するものは、3割弱と報告されている²。

UCP 600には、それらの書類のうち代表的な書類について、信用状取引上の要件などを規定している(UCP Arts.17-28参照)。さらに、ISBP 681(現行のUCP 600に基づく国際標準銀行実務を公式化するもので、UCPとセットに取り扱われる)は、そのUCP Arts.17-28を中心に、より詳細な取引実務の指針を示している。これに、「小文字のisbp」と言われる広義の国際標準銀行実務が、信用状に関する外国為替業務の指針になっている³。広義のisbpには、国際商業会議所(ICC)の銀行実務委員会の公式意見、ICCのDOCDEX規則(ICC Rules for Documentary Instruments Dispute Solution Expertise)に基づく鑑定判断などが含まれる。信用状付き決済条件の場合、売買当事者がこれらの規定を良く理解して、信用状に基づく呈示書類の事前点検に努めることが肝要である⁴。

前述のような規定や標準実務に基づき、さらに、信用状条件とも照合して、ディスクレの有無を判断するのは銀行である。その銀行は、開設銀行の他に、指定銀行、確認銀行である。最初に、開設銀行と指定銀行および確認銀行間の関係を説明しておきたい。さらに、受益者の取引銀行が、これらの銀行、すなわち指定銀行、確認銀行に該当しない場合、取引銀行とそれらの銀行間の関係について確認しておきたい(前号の「信用状取引の当事者関係の図」をも参照されたい)⁵。

2. 信用状に基づく受益者による支払い請求

信用状取引の当事者関係の図(信用状に基づく支払い請求のとき以降。矢印は書類の流れを示す)



2 Ronald J. Mann, *The Role of Letters of Credit in Payment Transactions*, 98 Mich.L.Rev.2494 (2000). UCP 500 (1993年改定版)の前文にも、ある調査ではと前置きして、この割合が50%を超えていると記されていた。

3 三菱UFJリサーチ&コンサルティング編、八尾 晃ほか『貿易と信用状』中央経済社、pp.100-102参照。

4 しかしながら、信用状に基づく外国為替による決済を担当する者が、これらに精通することは容易でないように思われる。したがって、取引銀行の専門担当者の助言を平素から受け、信用状に関する実務経験を深める必要がある。また、銀行によっては、信用状に関連する国際規則、狭義・広義の国際標準銀行実務を踏まえて、専門の国際的商業銀行に、外国為替業務を信用状の発行委託を含め委託することも選択肢になるだろう。三菱UFJリサーチ&コンサルティング編、前掲書、pp.92-93。

5 代金決済条件を、信用状付き決済とする場合の具体的規定は、澤田壽夫、柏木 昇、森下哲郎編著『マテリアルズ国際取引法』有斐閣、初版、2004年、第5章に掲載の約款のひな型を参照されたい。なお、同書は版を重ね、現在、第3版、2014年刊となっているが、ひな型の内容の点では、前掲の初版を参考にすることで足りると思われる。

受益者である輸出者は、出荷後速やかに運送（船積）書類（shipping documents; ドキュメントと通称される。かつては船積書類といていたが、航空貨物運送、国際複合運送に関連する書類も含まれるので、運送書類という呼称が適切である）を整えて、銀行に呈示し、信用状に基づく支払い請求を行う。この請求の相手方となる銀行は、信用状に基づく支払い義務の履行を発行銀行が授権する指定の銀行（指定銀行、nominated bank）である（UCP 600 Art.2 定義 第12文参照）。この請求の前提は、信用状条件を充足し、UCPの適用条文および国際標準銀行実務（狭義のISBP、広義のisbpをともに含む）に合致した「充足した呈示（complying presentation）」である（UCP 600 Art.2 定義 第5文）。

開設依頼人（輸入者）と開設銀行は、外国為替による決済事務の委任を目的とした信用状取引約定書⁶による契約で規律される。開設銀行は、この契約の規定により、自己の引き受けた義務をさらに指定銀行に委任する関係に入る。多くの場合、開設銀行とコルレス契約を結んでいる銀行ないしは開設銀行の本支店を介して信用状の開設通知を行い、さらに当該信用状が利用可能な銀行として指定されることがあるので、通知銀行と指定銀行が同じ銀行になることも少なくない（ただし、UCP Art.3の解釈規定により、本支店の関係にあっても、互いに別の銀行として扱われる）。開設銀行および指定銀行は、開設依頼人から委任契約に基づき授権された範囲内で行為する義務がある。

この指定銀行が、受益者が選ぶ任意の銀行でよいときは、かつてはopen creditないしgeneral creditと呼ばれた。現行のUCP 600では、available with any bankと規定され、買取（negotiation）が授権されていると、一般にfreely negotiable creditと称される。受益者にとっては、この種の信用状が望ましい。しかしながら、指定の権限は開設銀行が留保していて、開設銀行は決済資金の管理およびコルレス契約ないし本支店の関係などを考慮して、受益者（輸出者）の取引銀行を指定するとは限らない。このため、輸入者の取引銀行の国際金融上の地位を事前に調査し、世界的に広く取引関係を有していて十分信頼のおける銀行を開設銀行とするよう売買契約で取り決める必要がある。特に、いわゆる発展途上国との取引には、この点が留意されるべきである。

開設銀行が指定する銀行が、受益者の取引銀行でないときは、書類を呈示して、指定銀行に対し信用状に基づく支払いの請求を直接にはできない。例えば、受益者の取引銀行が地方銀行で指定銀行でないときは、その地方銀行を介して指定銀行に信用状の有効期限内に書類を呈示し、支払い請求を間接的に行うことになる。そして、信用状の有効期限は、UCP 600 Art.6 (d) iおよびiiの規定により、書類呈示のための期限であり、呈示地において起算される。受益者の取引銀行が地方にあり、信用状に定める指定銀行がその地で営業していないときは、たとえ呈示地が広く日本とされていても、指定銀行への書類持込みに要する時間に留意しなければならない。このために、時間的な余裕を見ておく必要が生じる。なお、指定銀行が受益者の取引銀行であっても、第3国から仕入れて、契約品はその国から輸入国に直送されるが、決済は信用状に基づき日本で行なわれるときに、運送書類の呈示期限（呈示書類自体の信用状に定める呈示の有効期限）を定める際には信用状の有効期限との兼ね合いに十分配慮する必要がある。例えば、呈示すべき書類の呈示期限が発行後14日間とされているとき、その期限が信用状に基づく運送書類の呈示期限（すなわち、信用状の有効期限）より早期になる場合は、実質的に信用状の有効期限が短縮されることになる（UCP 600 Art.14 (c) 参照）。まして、書類の不備などが指摘され、その不備（ディスクレ）を許容するよう輸入者と折衝すること（いわゆるcable nego.）が必要な場合も、発行依頼人である輸入者ならびに輸入者から開設銀

6 日本の場合には、通常、1988年の全国銀行協会連合会が作成したひな型に準拠する。

行を經由して、指定銀行から信用状の修正が通知され、その通知を受けてのち指定銀行ではない輸出者の取引銀行に要請して、間接的に指定銀行に支払いの請求をすることになる。これは、とても煩瑣なことになりかねない。輸出者である受益者としては輸入者（買主）と折衝して、自己の取引銀行を指定銀行にしてくれるよう売買契約で取り決めておき、それを信用状開設依頼書の一項目に入れるよう売買交渉に際して働きかけることになろう。

信用状の利用は、オナー（honour）と定義され、その内容は一覧払、後日払い、手形引受・支払いを意味する（UCP 600 Art.2 定義第9文）。これとは別に、「買取」（negotiation）が定義され、充足した呈示に対し、指定銀行による為替手形および/もしくは書類の買入れ（purchase）を言う（UCP 600 Art.2 第10文）とされ、確認信用状の場合に利用可能となる（UCP 600 Art.2 定義第6文および第7文）。

確認銀行（confirming bank）は、発行銀行の要請と授権に応じて、信用状に基づく支払い義務に参加する（連帯責任を負うものではない。前掲UCP 600 Art.2 定義第6文）。これは、二重（重畳的）の支払い約束がなされたのに等しく、かつ、概ね、輸出国の銀行が開設銀行の要請に基づき、指定銀行となるとともに、確認銀行になることを引き受けるので、受益者から見ればより確実な支払い約束が自国で得られることになる。特に、信用度に不安の大きい輸入者との取引にはこの種の信用状に基づく決済が売買契約の条件とされる。指定銀行が、輸出者の求めと危険および費用負担において、信用状に基づく支払いの約束に参加確認を行うことはある。発行銀行としては、それは指定銀行の裁量の範囲内の問題で開設銀行による指定の範囲外であるとする⁷。

開設銀行の指図と授権に基づく確認に伴う経費の負担は、当然、開設銀行が引き受けるべきものである。しかし、「確認をしても良い」という開設銀行による許容の場合で、受益者からの求めにより通知銀行または指定銀行が信用状を確認したときは、通知銀行または指定銀行の独立した負担において行なわれる。したがって、その確認に伴う手数料などの経費は受益者に負担を求めることになる。また、信用状を発行した時点では、開設銀行は指定銀行にUCP 600 Art.2 定義第9文に掲げるa,b,c,のうち利用可能なオナー（honour）を指図し授権する。指定銀行において買取により利用可能な場合において、その指定銀行が買取をしないときは、開設銀行は買取の義務を負う（UCP 600 Art.7 (a) v.）。UCP 600 Art. 8 (b) によれば、“We add to confirm this credit”として確認すると、買取が含まれ、確認銀行は遡及義務を免除して（without recourse）買い取らなければならない。

開設銀行は言うに及ばず、指定銀行、確認銀行もともに、開設依頼人と開設銀行間の信用状に基づく決済に関する委任契約に、忠実でなければならない。開設銀行にそれらの銀行が補償を求める前提は、開設銀行が委任者である開設依頼人に対し引き受けた委任事項を、まったく機械的でなくとも忠実に履行することである。指定銀行または通知銀行が、開設銀行の依頼の範囲を超えて、受益者の求めに応じて確認を加えた場合には、前述のとおり、その確認に伴う義務のうち、開設銀行が引き受けた義務の範囲を超える部分は、確認銀行の分離・独立した責任である。指定銀行において買取に利用可能な信用状に基づき、その銀行が買取らなかったときは、買取は開設銀行の義務とされ、確認銀行に買取の義務はないとされる⁸。

7 M. Bridge (ed.by), *Benjamin's Sale of Goods*, 8th ed. Sweet & Maxwell, 2010, para.23-020.これは、confirmation on requestとかsilent confirmationと呼ばれる。

8 三菱UFJリサーチ&コンサルティング編八尾ほか、前掲書、p.64 fn 9参照。

信用状取引においては、開設依頼人の指図が基本になり、その指図を実行するために要する費用および危険は、開設依頼人が負担することを原則とする(UCP 600 Art.37(a))。開設銀行が指図の実現のために、充足した呈示に対し、オナーすることを指定銀行に依頼するとき、あるいは信用状の確認を依頼するとき、手数料などの経費は開設銀行が負担し、最終的には開設依頼人に転嫁される。

図に示した補償銀行は、開設銀行の外貨資金運用や国際決済システムなどの考慮から、開設銀行が選ぶ銀行で、指定銀行もしくは確認銀行が、受益者に対し信用状に基づき支払った金銭の補償請求ができる銀行である。売買当事者には直接的には関係なく、信用状取引とは独立した規則に準拠している(ICC「荷為替信用状に基づく銀行間補償に関する統一規則」(URR725, 2008年))。

3. 信用状に基づく呈示書類の点検の基準:「厳密」一致の原則の「厳密」の意義

多くの文献、先判例などで、the doctrine of strict complianceといわれてきたが、実際にはその中身には一定の幅が存在していた。

最も有名な先判例の判決では、次のように言われた。

「信用状取引においては、ほぼ同じである、あるいはそれで良いだろうとされる書類が許容される余地はない」(Equitable Trust Co. of New York v. Dawson Partners Ltd. (1927) 27 Ll.L.R.49 (HL) 事件における Viscount Sumner 判事の説示による⁹⁾。

しかしながら、この判例を良く読めば、「厳密一致」が鏡の前の人物と鏡に映った像の如く一致しているべきである(これを、「鏡像の原則」の適用と呼ぶ)と解するのは誤りであることが理解できよう。すなわち、その事案では、「experts=(複数の)専門家」(信用状に基づき呈示すべき品質証明書に関する文言)と「expert=(一人の)専門家」(呈示書類の表示)の間のディスクレは認められたが、「Chamber of Commerce」(信用状に基づき呈示すべき書類の文言)と「Commercial Association」(呈示書類の表示)との間のディスクレは認められなかった。後者の判断の理由は、問題の積出地には、「Chamber of Commerce」がなく、そのような機関の署名を求めることは非現実的であり「Commercial Association」が同一の機能を果たしているから、その署名で十分であるということであった(同判例集、p.51)。前者は、品質証明書の真正性の重視から複数の専門家の証明が求められたのだから、一名の専門家の証明では信用状条件に一致せず不十分であると判断されたものである。したがって、信用状条件の充足について、後者の判断自体が、「外見上(on their face)充足した呈示となっているか否か」に関して、書類のみに基づいて決定するために、開設依頼人の委任内容(the mandate)が明確でないとき、文書の背後の事情を含めて合目的な解釈を行うことを許していたのであり、「鏡像の原則」を機械的に適用することが誤りであることを明確に示している。言い換えれば、厳格に(strictly)と言うことは、呈示された書類の信用状条件の充足の有無の判断は、「信用状の独立抽象性の原則」に抵触する実質的一致ではなく、呈示を求められた書類が文面上相互に矛盾・不一致がないことに重点があると思われる(UCP 600 Art.14(a) および(d) 参照)。

信用状に関する規定を設けるアメリカの統一商法典(UCC)は、その§5-108(a)において、次のように定めている。

「発行銀行は、(e)項に言う標準実務により決定されるとおり、信用状の条件(the terms and conditions)に文面上厳密に(strictly on its face)一致すると外観上みられる書類の呈示を受理すべきものとする」。

9 原文は、There is no room for documents which are almost the same, or which will do just as wellである。

そして、(e)項は、発行銀行は、普段(regularly)信用状を発行する金融機関の標準実務を遵守すべきものと定める。その標準実務を発行銀行が遵守しているか否かは、裁判所が判断する解釈問題である、と定めている。この点は、ISBPを以ってこの規定を補完するものと解される。

規定の文字(strictly)からすれば、厳密一致原則を「一字一句同じ」と解すべきかのように見られるかもしれないが、UCCの当該規定に対する公式注釈1に説明されているように、外観上一致していると見られるならば、スペル・ミス程度のことはこの原則の対象にならないことが明らかである。ただし、この規定は「信用状取引の独立性」を重視するもので、原因取引の条件の参照を基にする実質的一致(substantial agreement or compliance)の考え方を排除する趣旨であると注釈されている。また、第5編の改定理由において、国際的な統一性の必要性を指摘しているので、UCPおよびISBPとUCCの間に大きな差異はないように思われる¹⁰。

呈示されたが、信用状により呈示を求められていない書類は無視される(UCP 600 Art.14 (g))から、相互に矛盾・不一致の場合ということには、一定の歯止めが掛けられている。前号の「結びとして」に掲げたアメリカの判例、Century Pulp & Paper v. MSC Damla, 2014 AMC 378 (SDNY, 2013)では、信用状は買い注文書に記載の重量に基づき手形を振り出すことを認めていたが、その重量と船荷証券に記載の重量を照合することを要求していなかった。この両者間に不一致(ディスクレ)が見られるとしても、買い注文書に記載の重量が重視されると判断された。これと同様の趣旨の判決が日本にもあり¹¹、それはインボイスにおける商品名と銀行買取用輸出申告書の商品の記載(関税定率表に基づく)が異なっていたことによる係争であった。求められた呈示書類がインボイスであり、そこにおける商品名の記載が信用状の記述と一致していればよい。したがって、発行依頼人に対する開設銀行の責任は認められなかった¹²。

また、Schmitthoffも、その著書の中で「厳密に=strictly」ということを誇張することの弊害を指摘して、「厳密に」の意味があまりにも機械的になりすぎることを戒めていた。すなわち、信用状に基づく指示内容と呈示書類の文言が、適切に解釈され理解されるならば、同じ意味を持つと判断され、一字一句同一でなくとも、対応関係が認められるならば、銀行は呈示書類を拒絶すべきでないとする¹³。

UCP自体も、解釈規定などを設けて、曖昧さを除いたり、許容幅を規定してきた(例、UCP 600 Art.30参照)。併せて、de minimis non curat lex(法は些事に関せず)の法諺にみられるように、實際上、買主は些細な不一致を通常無視すべきものである。また、UCPとセットにして信用状の取り扱いに適用することを意図した、国際標準銀行実務(ISBP645)が2002年に初めて公表された。2007年のUCPの改定(UCP 600)に対応して、ISBPも改定され、現行のISBP681となっている。ISBP645が信用状に関する実務に適用された結果、ディスクレにより呈示書類が拒絶される割合が低下したといわれる(ISBP681序文)。しかしながら、小文字のisbpも国際標準銀行実務を構成するとされるから(前述p.2参照)、ISBP 641の導入ほどにISBP681への改定の効果が期待できるかどうかは、原因取引の当事者の実務上の対応いかんであろう。なぜなら、UCP 600自体の条文数は少なくなったが、大文字のISBPだけでも、185項目が挙げられており、更に小文字のisbpに至っては、ICCの銀行委員会の判断集(Decisions of the ICC Banking Commission)、

10 江頭憲治郎『商取引法』弘文堂、第7版、2013年、pp.192-195をも参照。

11 江頭、同上書、p.193参照。

12 UCP 600 Art.18 (c)およびArt.14 (d)参照。

13 C. M. Schmitthoff, *Schmitthoff's Export Trade*, 8th ed.1986, Sweet & Maxwell, pp.346-347, C. M. Schmitthoff, *Discrepancy of Documents in Letter of Credit Transactions*, [1987] J.B.L.93)。

DOCDEX Decisions集などの存在を知る貿易実務担当者は少ないからである。UCPは法律ではなく、ISBPなどとともa set of trade usages (取引実務慣行の集成)であり、時代の革新に応じて定期的に見直され、改定されるものである。それだけに、常時、広くUCPに関連する情報を集め、国際標準銀行実務の動向に注意し、取引銀行(とりわけ大手商業銀行)の助言も求めながら、貿易取引担当者が、実務(practice)にきめ細かく対応することが肝要である。

4. 結び

信用状に基づく代金決済の重要な事項は、主として、呈示書類の記載、内容などに関することであることが、これまでの説明で明らかになったと思われる。次号では、UCP 600 Art.14を中心に、運送書類としてUCPに取り上げられている書類の記載、内容、様式などについて、「厳密一致の原則」の文脈において、Incoterms[®] 2010にも言及しながら検討する予定である。

信用状に基づく支払い請求に關与する当事者は、多数の書類を扱う時間と手数に苦慮されていると思われる。特に製品貿易(個品運送の対象)の物流が、迅速、廉価、定時性を増している現在、これに応じた取引情報の処理、とりわけ、決済・金融情報の正確、迅速、廉価、安全な受発信が重要な課題である。しかし、国際的な決済システムは複雑で、かつ国際金融の電子ネットワークはいわゆるcyber securityの脅威に平素からさらされ¹⁴、それらに対応するのに要する人員と経費も無視できない。必然的に、銀行から課される諸手数料は高くなるだろう。しかしながら、SWIFTのTSUサービスにリンクでき、貿易取引情報の電子化と取引データの照合が売買当事者間でも推進されることが、たとえ信用状による決済の場合でも、望ましいだろう。

*前号の訂正、補足

1頁下から2行目:「Bondは、信用状取引約定書とは別に、支払承諾約定書の対象になっている」と訂正。

信用状という大枠の意味では、L/CとStandby L/Cは同様に扱われる。原因契約の非経常的事由を原因として、銀行により支払が行われる点では、Standby L/CとBondは共通している。

この点は、Standby L/C, bond, demand guaranteeなどの共通の性質が、非経常的事由を原因とする発行銀行の支払いであるから、clean credit(運送書類の不要な、いわゆる荷落ち信用状)であるStandby L/Cを信用状取引約定書の対象に残しておくこと自体は、再検討されるべきではないだろうか? ただし、DocumentaryなStandby L/Cは、従来通り、信用状取引約定書の対象に留まるだろう。

2頁の中ほど:「売主が呈示書類を整えて、支払い請求する事実行為がのみで」としている箇所は、やや、説明不足でした。「信用状」の狭義の当事者である開設銀行と受益者の間に対価関係(交換関係)がないので、伝統的な一般契約法にいう売買のような契約関係がない。信用状に基づく開設銀行の支払確約がなされ、それを信託して行為し、受益者側から呈示される書類が信用状条件を満たしていれば、開設銀行側に確約に基づく支払義務が生じる。伝統的な契約法の枠組みをこの支払義務に適用することには無理がある。これは、商業上の特殊な(sui generis≡それ自体独自の)信託関係に基づく取引

14 The Economist, 2016年5月28日号、p.65参照。

慣行 (trade usage) 上の仕組みで、強いて言えば、約束を正当に信頼して行動する者を保護する法理、いわゆる「約束による禁反言」 (promissory estoppel) として説明される (R.Goode, *Commercial Law*, 3rd ed., LexisNexis, 2004, pp.970-971。「信用状とは、元来、固定的な法的概念に由来するものではない」 (橋本喜一『荷為替信用状・スタンドバイ信用状各論』九州大学出版会、2015年、p.262))。以上のように補足します。

以上

記事2. 第34回AFACT 中間会議に係る概要(出席報告)

AFACT: 貿易簡易化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会
Asia Pacific Council for Trade Facilitation and Electronic Business

AFACTは、年度毎に、メンバー国が交替でHOSTを務めることとし、そのHOST国が事務局となり年間で中間会議(5～6月)と総会(11月頃)の2回開催しています。2016年度は我が国がHOST国となり、去る2016年5月23日(月)～25日(水)の3日間、以下のとおり「第34回AFACT中間会議」を浜松市にて開催しましたのでその概要を報告します。

なお、会議全体の進行等はAFACT 日本代表団長(以下HOD)であるJASTPRO石垣業務一部長がAFACT議長(以下Chair)として務めました。

* AFACT概要につきましては <http://www.jastpro.org/un/afact.html> を参照ください。

また、本会議の議事録、プレゼン資料等は <http://www.jastpro.org/afact2016/mid-term.html> を参照ください。



(中間会議最終日の参加者)

1. 会議全体の構成

- 【主催者】 JASTPRO
- 【会場】 アクトシティ浜松(コンgressセンター)
- 【会議日程】 < AFACT 運営委員会(以下StC) >
 - StC準備会合 5月23日(月) AM
 - Opening StC 5月23日(月) PM
 - Closing StC 5月25日(火) AM

<各委員会・作業部会>

- ビジネスドメイン委員会(以下BDC) 5月24日(火) 終日
- 技術・手法委員会(TMC)・コミュニティサポート委員会(CSC) 5月24日(火) 終日
- 旅行・観光・レジャー Working Group (TT&L W/G)
5月23日(月) 終日、5月24日(火) 終日及び5月25日(水) AM

Entire Schedule of The 34th AFACT MID-TERM Meeting
ACT CITY HAMAMATSU (CONGRESS CENTER)

Updated on 16 May
Updated on 20 May

StC: AFACT Steering Committee Room 22-23
TT&L: Travel Tourism and Leisure Room 45
TMC & CSC : Technology & Methodology Committee/ Community Support Committee Room 22-23
BDC : Business Domain Committee AM time Room 51/ PM time Room 22-23
Lunch on 24 and 25 : Hotel Okura **RUBY** 30th Floor

Monday 23rd MAY					
1000-1230 (AM)	12:30-14:00	1400-1600(PM1)	1600-1630	1630-1730(PM2)	Evening
StC Pre-mtg (22-23)	Lunch (21)	Opening StC (22-23)	Break (21)	Opening StC (22-23)	Free
TT&L W/G (45)	Lunch (21)	TT&L W/G (45)	Break (21)	TT&L W/G (45)	

Tuesday 24th MAY							
0930-11(AM1)	1100-1130	1130-1230(AM2)	12:30-14:00	1400-1530(PM1)	1530-1600	1600-1730(PM2)	1830-2030
TMC/CSC(22-23)	Break (21)	TMC/CSC(22-23)	Lunch	BDC/CSC/TMC (22-23)	Break (21)	TMC/CSC(22-23)	Welcome Dinner
BDC (51)	Break (21)	BDC (51)	Lunch	BDC/CSC/TMC (22-23)			
TT&L W/G (45)	Break (21)	TT&L W/G (45)	Lunch	TT&L W/G (45)	Break (21)	TT&L W/G (45)	

Wednesday 25th MAY				
0930-1100(AM1)	1100-1130	1130-1230(AM2)	12:30-13:30	1330-1500(PM1)
Closing StC (22-23)	Break (21)	Closing StC (22-23)	Lunch	StC (Reserve) (22-23)
TT&L W/G (45)	Break (21)	TT&L W/G (45)	Lunch	TT&L W/G (45)

(1) 今次AFACT中間会議には、イラン、タイ、台湾、日本の4カ国より総勢30名が参加しました(当初、インド、韓国、スリランカ、シンガポール等からの参加が予定されていましたが、それぞれ、他の会合時期と重なる等の理由にて不参加となったことは残念です。)。因みに、前回2015年12月、イラン・テヘランにて開催された第33回AFACT総会には日本、台湾、イラン、インド、シンガポールの5カ国ならびに国連アジア太平洋経済委員会(UNESCAP)より、約30名が参加しました。

(2) 今次AFACT中間会議には我が国から、以下の各氏を始め、総勢19名が参加しました。

- 椿 弘次氏 国連CEFACT日本委員会(略称JEC)委員長
- 菅又久直氏 JEC運営委員会委員長・AFACT技術手法委員会TMC Chair
- 鈴木耀夫氏 JEC運営委員会委員・AFACT旅行関連日本部会長
Small Scaled Lodging House (以下SLH) Project リーダ
- 山内大二郎 JASTPRO専務理事
- 石垣 充 国連CEFACTアジア・太平洋地区ラポータ・AFACT日本HOD

(3) 本会議の開催に際しては、開催場所である浜松市の後援を得ることができました。

開催当日は浜松市の観光・シティプロモーション課長 寺田晃氏が出席され、浜松市長(鈴木康友氏)よりの歓迎の御挨拶を披露いただきました。



(中央が浜松市の寺田課長)

(4) Pepper 君によるプレゼンテーション

新技術の動向に関する意見交換の際には、小島プレス工業株式会社様のご厚意により、同社が製作したPepper 君のデモとプレゼンが行われました。同社は、2015年12月テヘラン・イランで開催された AFACT eASIA 賞のイベントに「インダストリー 4.0に対応したビジネスプラットフォーム ～ SMEs (中小企業) による利用を目指したファイナンシャルEDIの達成～」と題してそのプロジェクトを提案しました。今回はその提案した内容を一部織り込み、併せて、同社の関係会社における工場内作業にPepper 君を活用している状況を、Pepper 君自身が説明するなど、参加者を大いに魅了しました。



(Pepper 君)



(Pepper 君のデモ風景)

2. 各会合の概要

2-1 運営委員会(以下StC)

【準備会合】(5月23日AM)

当日午後に予定される正式なStCを控えて、事前にメンバー間での自由な意見交換を目的とした会合です。当日は主に以下のテーマについて意見交換を行いました。

(1) ビジネスドメイン委員会(以下BDC)の運営要領

BDCのChairをこれまで務めていた韓国情報通信産業振興院(NIPA) Jasmine Jaegyong氏が同国内の関連組織再編に伴い2015年末をもってBDC Chairを退任。以後、BDC Chairは後任者が未定のまま対応してきました。今般、StCメンバーの総意として、出席したタイのHODであるWanawit Ahkuptura氏(電子取引開発機構(ETDA))のBDC Chairとしての就任を要望する旨を同氏に伝え、内諾を得ることができました。但し、同氏は当面、極めて多忙であることを理由に、今次会合においてはAFACTのChairである石垣氏がActing BDC Chairとして同氏を補佐することとなりました。

更に、BDCについては、現在、BDCが対象としている分野があまりに広いことに鑑み、BDCを更に以下の3つの領域(仮名)に分け、それぞれに副議長を置き、担当させてはとの意見が菅又氏から出されました。本件は、11月開催予定のAFACT Plenaryまでに具体案を検討することとなりました。

① 貿易円滑化領域(T/F: Trade Facilitation)

シングルウィンドウ、原産地証明、UNLOCODE、eCommerce貿易手続など。

② 持続的開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)

国連が掲げるSDGs 17の領域を対象とした、農業、漁業、環境など。

③ 旅行観光領域(TTL: Travel, Tourism and Leisure)

現在のTTL WGの活動(SLH、DTIなど)を継承。

(2) 新ワーキンググループ設立提案

Dr. Eva Yi-Yuan Yueh (Institute for Information Industry (III) 台湾)より、AFACTメンバー3カ国のサポートを得た上で、「eCommerce (eCOM)」ワーキンググループの立ち上げについて、来るAFACT Plenaryにて提案し、承認を得たいとの意向表明がありました。

(3) 新技術への対応

菅又氏より、サプライ情報基盤研究会(SIPS)が取り組む現状のサプライチェーン・マネジメントEDIを拡張した、新技術へのアプローチにつき紹介が行われました。

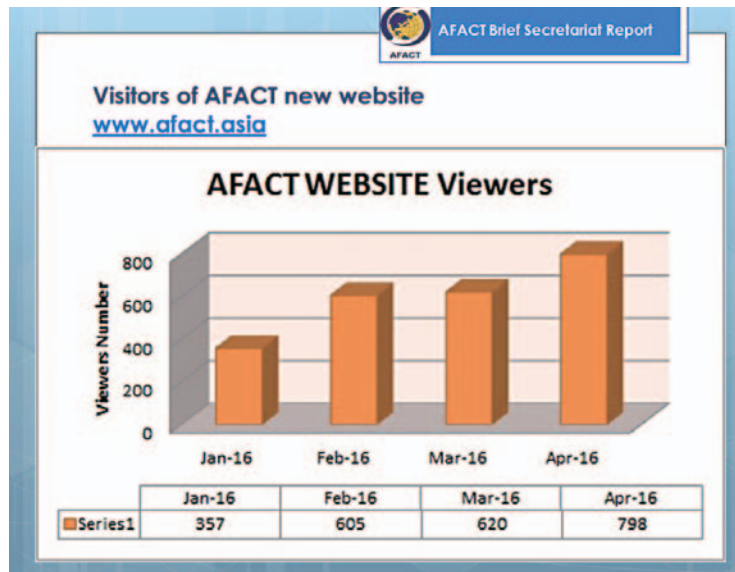
【StC本会合】(5月23日PM ならびに5月25日AM)

議題1: AFACT secretariatによるこれまでの活動概要報告の件

SecretariatのAzadeh Bagheri氏(ICeCD イラン)より、2015年度の活動内容および2015年12月にテヘラン・イランにて開催した第33回Plenary以降、現在にいたるまでの活動について報告がありました。特記事項は以下のとおりです。

○ AFACTの公式Website

公式Websiteを2015年12月に刷新し、アクセス件数も伸び順調に推移していること。



○ 国連経済社会理事会 (ECOSOC) に対する AFACT の NGO としての承認要請

この承認要請は、ECOSOC の承認を得ることで国連 CEFAC 社の規約に定める総会への参加資格の要件を達成することを目的に、2012 年以降、AFACT 事務局より ECOSOC に申請すべく進めてきたもの。2016 年 5 月 21 日に ECOSOC から申請要件として求められていた資産報告書を提出した。これにて本案件は、ECOSOC の審議を待つ状態となったこと。

○ HOD の交替

以下の各国 Delegation の HOD が交替となったこと。

韓国、パキスタン、スリランカおよびマレーシア

○ 新規参加

以下の 2 カ国について新規参加を働きかけていること。

ミャンマーおよびバングラデシュ

議題 2：国連 CEFAC 社アジア・太平洋地区レポートによる国連 CEFAC 社活動報告

石垣レポートより、2016 年 4 月に国連欧州本部（ジュネーブ・スイス）にて開催された、第 22 回国連 CEFAC 社総会ならびに第 27 回国連 CEFAC 社フォーラムの両会合についての注目すべき事項について報告が行われました。

（両会合についての説明は別途 2016 年 5 月付の当 JASTPRO 報告書参照ください。）

議題 3：2016 年度年次報告書 (Year Book)

AFACT の Year Book は例年作成し、AFACT の Web page にて公開しています。

<http://www.afact.asia/YearBooks.aspx>

2016 年度についても以下のスケジュールにて Year Book を作成することが決定されました (AFACT Secretariat より各 HOD に対し、5 月 30 日付にて通知されました)。

*** Timetable for Yearbook 2016
approved by StC on 25th May)**

Activity	Deadline
StC Approval	25 May 2016
Request from the Members	30 May 2016
Submission of the Materials	1 August 2016
Preparing / Sending the Draft to Members	30 September 2016
Final Review and confirmation by HoDs	14 October 2016
Final Review and confirmation and publishing on the website by Secretariat	7 November 2016

議題4：バングラディッシュがAFACTメンバーとして参加する件

2016年5月、バングラディッシュのBangladesh Computer Samity (BCS) 社長 Ali Ashfak 氏より、AFACTへの参加および同氏をHODにNominateする旨の申請通知がAFACT Chairに対して送付され、その旨、AFACT Chairより報告がありました。同社は同国のMinistry of ICTおよび関係行政機関に対する電子的なデータ交換に関する支援を行う組織です。StCはBCSの参加を歓迎し、2016年11月開催予定の第34回AFACT Plenaryに提案することを決定しました。バングラディッシュが正式加入することで加入メンバー国は20カ国となります。なお、同氏のAFACT参加意思表示に結び付いた経緯は、同氏が2016年5月にソウル・韓国で開催されたアジアオセアニアコンピュータ産業機構 (ASOCIO) に参画し、同席したAFACTメンバーのDr. Eva Yi-Yuan Yueh (台湾) よりAFACT加入を奨められたことによります。

議題5：BDC Chairの選出

上述2-1(1)のとおり、BDC ChairとしてタイHODであるWanawit Ahkuputra氏が選任されました。

議題6：2017年のHOST国と2018年のHOST国の選定

2017年は、台湾がHOST国を務めることが確認されました。一方、2018年のHOST国は未定であり、今次会合に出席の各国は我が国を含めてすべて最近HOSTを務めたばかりです。これまでの経緯として、2016年のHOSTは韓国がこれにあたり、当時の韓国HODが内諾していたものの、同氏もその後異動し、また、同国内の複数組織間の改編に伴い、2015年5月に辞退したいとの通告がありました。このため、急遽、我が国が務めることとした経緯があります。従って、StCは韓国に2018年のHOST国となることに期待するとともに、引き続きAFACT Chairが韓国HODに継続的にアプローチすることとなりました。

議題7：国連CEFACTアジア・太平洋地区ラポータ改選の件

現ラポータの任期は2年間であり、2017年4月開催予定の第23回国連CEFACT総会にて改選が行われます。歴代のラポータについては、AFACTにて候補者を選任した上で、国連CEFACT総会においてはビューロ副議長であるTahseen Khan氏 (インド) から席上、同候補者を推薦する旨の発言を受け、総会の承認を得て、就任するという手続きを経ています。2016年11月のAFACT Plenaryにて候補者を選任する必要性について出席メンバーに改めて確認しました。

議題8 AFACT 運用規約(Bylaw)改訂の件

以下3点の修正点について確認しました。

① UNESCAPをAFACTのLiaison Memberとしての位置づけを明記すること。

② Task Force Team (TFT) の設置条件の変更

StCは必ず特定のミッションにてTFTを設定できる。但し、必須ではなくオプションとすること。

③ Executive Committees (EC) が選任できる副議長 (Vice Chair) の人数

ECは、現在BDC、TMC、CSCの3つ設定されており、それぞれChairが選任される。規約ではVCを1名選任できるとされており、前述2-1(1)のように複数のVCを選任する将来の可能性を考慮し、1名ないしそれ以上との表現に変更すること。

Bylawの改訂はPlenaryの専権事項であり、本改定案は、2016年11月開催予定の第34回AFACT Plenary において提案される予定です。

議題9 2017年AFACT Plenaryの日程

2017年は台湾が議長国となります。2017年9月10日(日)～13日(木)の期間、台湾にてWCIT (ITUが主催するWorld Conference on International Communication) が開催される予定であり、事務局となるIIIとしては是非AFACT Plenaryをその前後に開催して参加者の利便性を図り、もって多数の参加を募りたいとの意向が示されました。この期間選定においては、AFACT Plenaryと来年秋季に開催される第30回国連CEFACTフォーラム(場所・日程未定)とが重ならないよう配慮する必要があります。

議題10 AFACT 公式Websiteの機能追加

AFACTにて進行中のプロジェクトの進捗等を公開するためのプロジェクトページを設ける案が提出されました。StCにて具体的なイメージ固めた上で最終仕様を確定する予定です。

2-2 ビジネスドメイン委員会(以下BDC) (5月24日AM・PM)

BDC Chairが空席のため、AFACT Chairである石垣氏が終日議長を務めました。

会議は4つのアイテムについて順次進められました。

【漁獲トレースシステム (FLUX)】

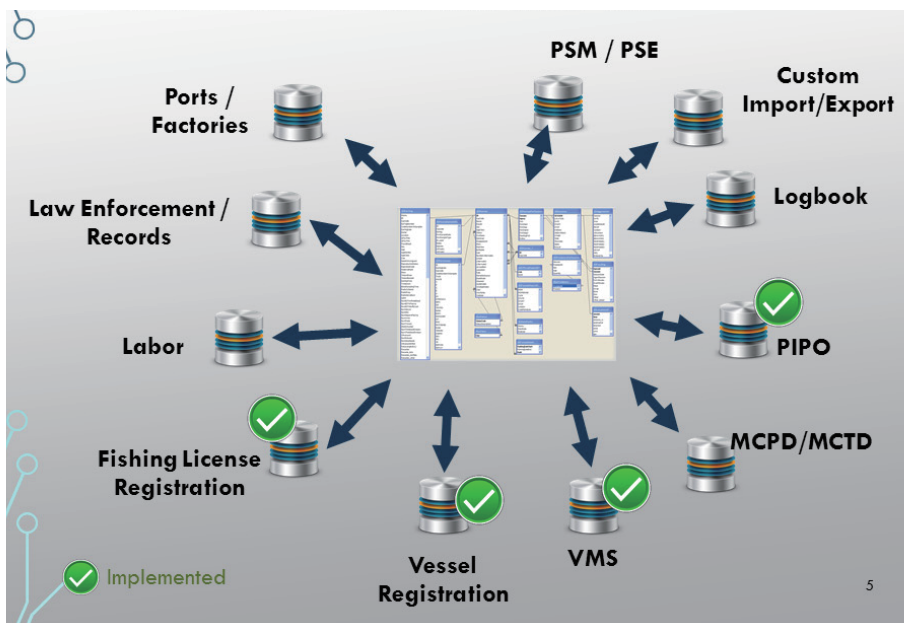
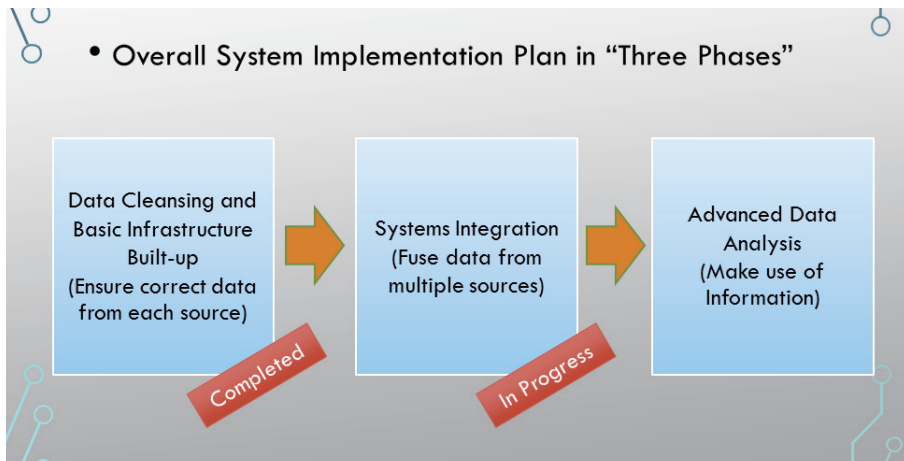
Wanawit Ahkuputra氏(タイ)によるプレゼンテーションおよび同氏のリードにより意見交換が行われました。



(魚ひとつとっても国・地域ごとに名前が異なり、データ交換を行う際に課題となると説明するAhkuputra氏(右))

タイは、輸出に占める漁業資源の割合が高く、その主要な輸入国であるEC諸国を中心としたシステム対応、特に国連CEFACTの標準（FLUX）を前提とした要請が強まりつつある。また、タイとして不法操業（Illegal Unregulated Uncontrolled（IUU））の取り締まりについてITシステムを活用して進めたいとのことである。各国とも国内ニーズが異なることから海外のシステムをそのまま導入はできず、各国独自のシステム開発が必要とされること、欧州地域内でのコミュニティに対してアジア地域の日本を含めた水産国同士で連携しコミュニティを組んで影響力を発揮する必要性があることにつき説明がありました。特にシステム先進国として日本でこの分野の対応状況について情報提供を求められました。本件は同氏をリーダーとしてAFACTメンバー国間で引き続き情報共有を進めて行く予定です。

（以下図は現在タイにおけるシステム開発状況についての概略説明）



【貿易・輸送円滑化モニタリング手法(TTFMM)の件】

石垣氏(日本)によるプレゼンテーションおよび同氏のリードにより意見交換が行われました。具体的には、勧告「TTFMM」開発プロジェクトは国連CEFACTの場にて正式に発足し、現在、プロジェクト参加者募集を行っていること、AFACTメンバーの参加を期待していること、更には、過去、国連CEFACTでは「貿易円滑化Benchmarking」と題する検討を行い、そのガイドを出している。TTFMMに限定せずにモニタリング手法の導入についての包括的な勧告を標榜していることから、TTFMMを主眼とした勧告を想定しているESCAPとの間で温度差がある、といった説明がありました。

席上、出席者から以下の疑問が出されました。

- ① TTFMM手法についての詳細な仕様は開示されているのか。
- ② 2015年12月に発行された「各国貿易円滑化ロードマップ(ECE/TRADE/420)」は、WTOのTFAの内容に沿ってINDICATORといったモニタリング手法に関する記述があり、WTOのTFAを前提とした記述であるが、ESCAPはTTFMMをどのように位置づけているのであろうか。今後、同プロジェクトに参画して認識合わせをしていくなかで明確にしていく必要があります。

【各国ナショナルシングルウィンドウの状況】

以下各専門家によりプレゼンテーションと質疑が行われました。

- ① 「NACCSの概要とその特色」
渡邊 守氏・磯 直之氏((株)輸出入・港湾関連情報処理センター)
- ② 「Chinese Taipeiのシングルウィンドウサービス」
Dr. Eva Yi-Yuan Yueh (III台湾)
- ③ 「アフリカ各国における貿易円滑化」
渡邊浩吉氏(JASTPROシニアアドバイザー)

【eCOM ワーキンググループ新設の提案】

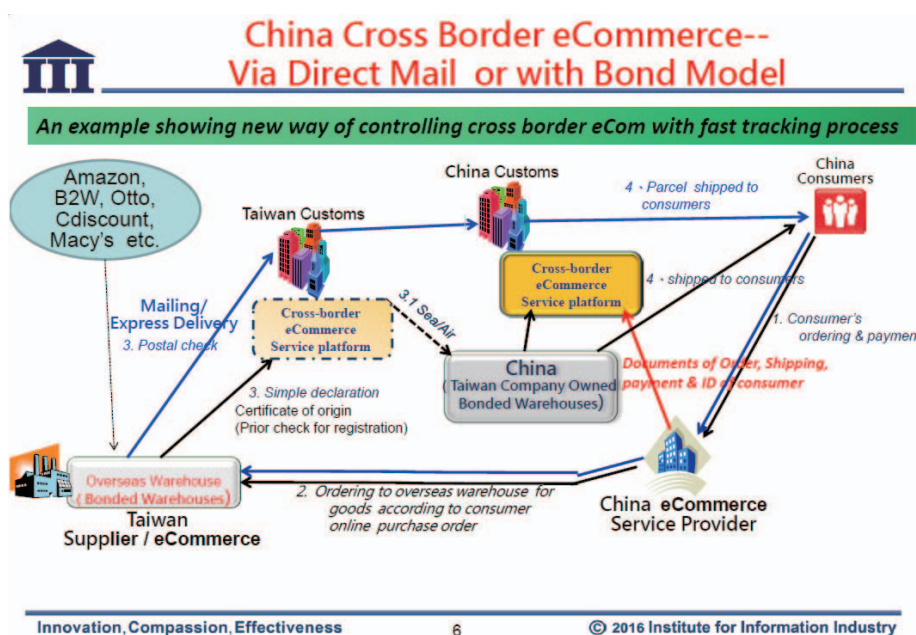
Dr. Eva Yi-Yuan Yueh(台湾 III社)により「小口貿易取引」を対象としたeCommerce(eCOM) Working GroupをBDCの下に新たなWorking Groupとして発足させたいとの提案がありました。

近年、国際宅配便等、小口の電子商取引(B2CやSMEのB2Bなど)の通関が急増しており、AMAZONやALIBABA等は独自の仕組み(プライベート・シングルウィンドウ)を構築していますが、事業者・税関当局の双方がそれぞれ以下のような課題を抱えています。

事業者：現行要求される貿易関係ドキュメントや、通関手続きはeCommerceの取引には煩雑過ぎる。Cross Borderの取引のための簡素化された書類もしくは電子的なメッセージが存在しない。等

税関当局：ダイレクトメールやExpress Deliveryにて輸入されるeCOMの貿易貨物は輸入に係る課税が困難である。また、海外のeCOM業者からVATを徴収するのは困難である。等

一方、中国の税関当局のように、輸入手続きの迅速化と課税の徹底を目的とした、Cross Border e-Commerce Platformの開発に動いている国もあり、本W/Gにてこのモデルを開発し公開することで、各国の税関による開発に資する。その結果として、民間も迅速な通関処理の実現によるメリットを享受するとの趣旨です。当該モデルは無料で開放する予定です。



AFACTの新規W/G設立には3カ国以上のメンバーの支持が必要ですが、すでにマレーシアとタイが本件に興味を示しているとのこと。

当該メンバーのみでなく他のメンバーからも専門家の参加を募りたいとの観点から、その理解を充分に得るために作成したプロジェクト趣意書 (Terms of Reference) 案が提示されました。更にStCメンバーの意見を反映してより明快なものとしたいとのこと。

2-3 Travel Tourism & Leisure W/G (5月23日AM ~ 25日AM 延べ2日半)

TT&L W/GはBDCの下に位置づけられるW/Gです。W/GリーダーのKo氏(韓国)は欠席し、副Chair Morris h Hsiao氏(台湾)も一日遅れの参加となったため鈴木氏がActing W/G Chairとして会合を進めました(参加者はイラン、タイ、台湾、日本の10名)。

○ Small Scaled Lodging House プロジェクト

現在、パイロットステージ フェーズ2を進めており2016年9月終了を目指しています。その後、2017年4月以降の実導入を目指しています。台湾で開発中のAPIはGlobal Hubの部分については開発済みにて、近々ガイドを作成して参加各国の利用に供するとのこと。また予約用APIについては現在最終確認中とのこと。

一方、タイの情報通信省傘下の公的機関であるSoftware Industry Promotion Agency (SIPA)からAFACTのTT&Lの正式なメンバーとして初めて参加した2名の専門家より、タイにて進めているToTOP (Thailand Open Platform) プロジェクトについて説明があり、国連CEFACT標準とTT&L W/Gの成果を活用し、第二フェーズを2016年6月1日開始する予定とのこと。近い将来、Global Hubに接続し、AFACTメンバー間での予約情報の交換を開始するとのこと。同様に、イランもKaneh Mosafer (Home of travelers) プロジェクトを進めており、近い将来、Global Hubに接続する予定とのこと。

○ Destination Travel Information (DTI) プロジェクト

韓国が、国連CEFACTのプロジェクトとして進めてきたものですが、担当リーダのKo氏が現在、実質、不稼働の状態です。今後進捗が滞るようであれば、TT&L W/Gのメンバーにて完成させることが合意されました。



(TT&L W/Gの会議風景)

2-4 Technology and Methodology Committee (TMC) 及び

Community Support Committee (CSC) 合同会議：(5月24日終日)

TMC Chairの菅又氏により進められ、2カ国(台湾、日本)から4名が参加し、国連CEFACT技術動向、ISO TC154技術動向、AFACプロジェクト進捗(CCL Utilization in Asia)、新技術対応戦略につき審議が行われました。

○ 国連CEFACT技術動向

2016年4月の第27回国連CEFACTフォーラムにて議論になったSCMおよび技術テーマにつき、

① 手法技術企画開発分野(PDA)

- ・ 国連CEFACT 共通辞書の公開フォーマット(現在はEXCEL形式)を、XML形式(XML4CCTS)およびHTML形式に変更しようとするプロジェクトが開始されたこと。

② Supply Chain Management ドメイン(サプライチェーンPDA)

- ・ サプライチェーン参照データモデル (SCRDM) プロジェクトにおいて、データモデルが完成し、当該モデルに関し次の2つのプロジェクトが開始されたこと。
 - － 参照データモデル発行手続プロジェクト
 - － 業界横断インボイス拡張プロジェクト
- ・ 日本提案のスケジュールドJust-In-Timeプロジェクト(CI-SC Scheduling)について、日本に加えて3カ国(ドイツ、オランダ、イタリア)から支援表明があり、正式にプロジェクトとして開始され、提案業務要件に関する議論が行われたこと。
- ・ 日本より提案した中小製造業向け情報項目追加要望について、共通辞書CCL16Aに掲載されることとなったこと。

【金融・支払ドメイン(サプライチェーンPDA)】

- ・日本提案の拡張支払通知プロジェクトの完了が了承され、情報項目(BIE)が共通辞書CCL15Bに登録され、業務要件仕様書(BRS)が国連CEFACTのWEBより公開されたこと。

【公共購買ドメイン(サプライチェーンPDA)】

- ・公共調達に関わる欧州指令(EU Directive)の説明が行われたこと。
 - － 2017年4月: 電子公共調達実施
 - － 2018年11月: 政府の電子インボイス実施
- ・日本におけるSIPS業界横断EDIの仕組みを紹介したこと。
- ・世界の公共調達の状況を調査する新プロジェクトが発足したこと。

○ ISO TC154進捗報告(台湾: Mei Li Chen)

【検討中のプロジェクト】

- ・ ISO 14533-4: 長期署名において、外部に存在する文書を参照するための属性。
- ・ 企業間バリューストリーム管理手法。
- ・ 越境電子商取引のための信頼性情報基盤仕様。

【開発中のプロジェクト】

- ・ ISO 14533-3: PDF用長期署名。
- ・ ISO/IEC8601-1: 日時表記につき次の点を拡張。
 - うるう秒の表記。
 - 0時(24時)の表記。
- ・ ISO/PWI 19626: 信頼性情報基盤。
- ・ ISO/PWI 20415: 信頼性モバイル電子文書フレームワーク。
- ・ ISO/PWI TR 19625: ISO7372、EDIFACTおよび国連CEFACT共通辞書の整合性。
- ・ ISO/PWI 9735-11: EDIFACT V.4への移行ガイド。

○ AFACTプロジェクト(CCL Utilization in Asia)

【アジア発の国連CEFACT標準】

- ・ 電子入札(eTendering Project) ➡ 公開済、使用中
- ・ 旅館(Small Lodging House Project) ➡ 完了、実証開始
- ・ 目的地情報(Destination Travel Information Project) ➡ 開始
- ・ ユーティリティ(Reuse Utility Management Data) ➡ 継続
- ・ 拡張支払通知(Revised Remittance Advice Project) ➡ 完了
- ・ JIT製造サプライチェーン(Scheduled JIT Maintenance Project) ➡ 開始

【業務領域別メッセージ仕様管理メカニズム】

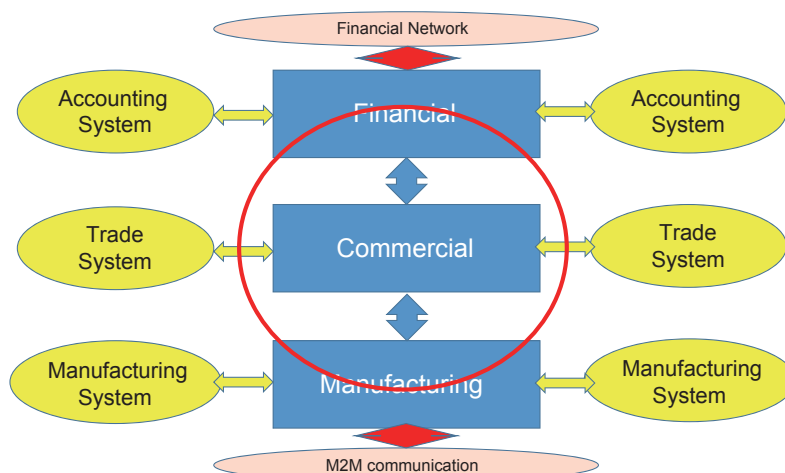
- ・ セマンティック相互運用性のためのEDI仕様策定フレームワーク

○ 新技術対応についての審議

- ・ SIPSが取り組む現在のサプライチェーン・マネージメントEDIを拡張した新技術へのアプローチにつき紹介が行われました。

主な論点は次のとおりです。

- ① 商流情報の金融セクターとの共有による、更なる生産性向上とビジネスチャンスの拡大。
- ② 生産プロセス情報とジャストインタイムEDIとの連携による、IOT技術の取り込み。



続いて、国連CEFACTが検討中のサイバーセキュリティ・プロジェクトについて審議しました。

- ・サイバーセキュリティの認知度向上
- ・貿易円滑化のためのサイバーセキュリティ・フレームワーク
- ・サイバーセキュリティの知識共有

3. 次回開催予定

次回第34回 AFACT Plenary は2016年11月7日(月) から9日(水)までの間、東京にて開催予定です。

以上

記事3. 【観光雑感】ワクワクする旅、観光のよろこび

NPO法人観光情報流通機構(略称JTREC) 堀田 和雄

JTRECはかねてより、国連CEFACTの活動の一つの分野である旅行観光ドメイン、そしてAFACT旅行・観光・レジャー Working Groupを通じて、アジア各国(台湾、タイ、韓国、インド、イラン等)との連携により、旅行関連分野の電子化に取り組んでいます。今回は同機構の堀田氏に、観光雑感と題して旅行についての想いを寄稿いただきました。

2016年5月23日からAFACT浜松会議が行われ、旅行観光分野のセッションに出席した。参加者の一人、タイ情報処理推進機関の青年Kongkan Pongpanichさんと仲良くなった。名前が難しく、コンカン・ポンパニックとか言ったがとても親しめる名前ではない。コーヒープレークのとき、あなたは日本では「正夫」というニックネームがふさわしい言い、突然「正夫」なる愛称を命名した。3日間「masao!」とまるで家族のごとく呼ばせて貰った。同行の日本の皆さんも反応よく、彼と顔が会う度に「やあ正夫!」となり、親しみが広がった。正夫はタイに戻ってもmasaoと呼ばれたいようだ。次回会うときは、2～300円程度のTシャツに漢字で正夫と書いたものを差し上げよう。正夫と話をしている、私の人生最初の海外旅行を懐かしく思い出した。



左：Kongkan Pongpanich氏 右：筆者

昔は世界の観光という表題のついた本は余りなく、世界の地理、世界の歴史、世界の都市あるいは世界の家庭料理などのような区分けが多く、どれも全集のような立派な装丁のシリーズ本が定番だった。読者はそれらを横断的に読み知識を得ていた気がする。多くの家庭では、応接間の飾り棚や洋酒キャビネットにジョニーウォーカーとセットで鎮座していた。何十年も前、私が初めて台湾に旅行した時のことを思い出してみたい。

初めての外国旅行。大学2年生。旅行費用を捻出する策はこうだった。「あくまでも費用は自分で用意し、少しでも親から貰うことはやめよう。その代わり、やりたいことは思い切りやろう。」これを基本方針とした。新学期からバイトを始め、勝手に決めた早目の夏休みに出発し、遅めに後期授業に戻る旅行計画を立てた。しかし、台湾に行って何をするかという計画は一切なかった。台湾に行くこと以上、行くことそのものが最大の目的であり、滞在中の計画を考えることなどまず思いつかなかった。滞在の目標は「漂流」のような感じだった気がする。

台湾を選んだ理由は、友人の家が台湾航路の船会社をやっていて、格安で乗船できたからだ。動機は、とにかく船に乗って外国に行ってみたかったこと。つまり、台湾は付け足しのような薄～い存在で、むしろ興味は軍資金集めの企てと船に乗ることの痛快さだった。躊躇なく授業をさぼりまくり、毎月の小遣いとバイト賃をそっくり貯め込むため、さらにもう一つ別のバイトにも精をだす必要があった。昼間は資金のためのバイト、もう一つは、夜友人と飲みに出かけ出費しないための、夕方～9時頃まで都心のカウンターバーでの裏方のバイトだ。毎夜勤務を終え、上がるときに控室でビールや酒を社員割引で飲み、給料天引きにして貰った。その結果、収入は殆どなかったと思うが、この息抜きが軍資金貯め込みの安全弁として作用した。尚、どう見ても「勉強」という理性は遥か水平線の彼方に飛んでいた。

パスポート、ビザの申請は自分で行った。その頃、無類の心配性の親父がパスポートや外貨申請、ビザを早く取るよう毎朝のように念押しするので、それらはかなり早期に取得した。尚、親父は私がバイトにうつつをぬかしていることは全く気づいていなかった。

出発の日がやってきた。芝公園にある船会社から教わっていた日時に晴海埠頭に行き、貨物船「新達輪」を探した。日本で言えば「新達丸」とでも書くところだが、台湾では丸を輪と書いている。だが晴海埠頭では、待てど暮らせど新達輪は現れなかった。たまたま船会社に電話をすると、「オウ、船ネ。シンタ・リーファのことネ。昨日、横浜の方に着いてるヨ。本牧か大棧橋に着いているから明日12時に乗ってネ。ではいってらっしゃい。」朝、勢いよく自宅を出た私だったが、夕方ひっそり帰宅。

翌日、ようやく乗船した。白い船体が美しい。船長が上部甲板にいて、貨物船とは言え、士官級は肩章のついた制服を着ており秩序を感じた。私が推測していた船長は、ラーメン屋の旦那のようなタイプで、デッキでチャーハンを頬張っている姿を想像していたが、いい感じの船乗りだ。クレーンで荷物を運び入れ船艙が一杯になると出航した。いよいよ出発これからが本番なのだが、出発までにいろいろあり、すでに半分以上は終わってしまったような気分であまりと落ち着かない。そう言えば、玄界灘を通過するときは激しい船酔いをするので、事務長に航海日程を尋ねた。「横浜を出た後、清水港に入りそこで2日間、四日市港で2日間停泊し、そのあと神戸に寄ってから台湾に向う。しかも神戸では開港記念祭りがあるので沖合での待機を含め1週間位は停泊する」と言われた。愕然！

当初、新達輪は台湾に向けてひた走るのかと思っていた。しかし、考えてみれば貨物船の相手は貨物であり、私は貨物の付属品のようなもの、その付属品に航海スケジュールなどは無用なのだ。いろいろなことが分かってきた。“旅は悟りに満ちている”のだ！

清水港では停泊中、暑さに馴れず一晩中眠れなかった。湾内の突堤に係留されているので小さな丸窓から

風は入らず、鉄製の船体はまだ火照っていて蒸し風呂状態だった。甲板で寝ようとしたら、目ぼしい場所はすでに船員たちが寝ていた。“次の寄港地では船から脱出し、何とか公園で寝よう!”

四日市港での夜がきた。何人かが上陸するので私も加わり、雑貨屋や居酒屋に行った。港というのは、街から港に向かう場合の景色と船から降りて街に入っていく景色がこれほどまでに違うものかと改めて驚いた。ここは四日市だがすでに異国の感じだ。店の女性が沿道に出て船員の呼び込みをしている。我々一行が中国系だとわかると、すぐに「チンさん、ライライ」を連呼してくる。店に入りメニューを見る。内容は日本人向けと同じものだが、注文をとる時に売りたい料理を平気で押し付けてくるし、時価の高い魚の組み合わせを奨めてくる。そこで、私が船員の食べたいものをまとめて、日本人が普通に食べるような組合せで注文をした。瞬間、店の女性はギクッとしたが、どういうわけか私が日本人であることは最後まで全然バレなかった。何となく寂しい感じもしたが同行の船員からはやけに好評だった。食事はいつもより安くできたそうだ。帰り道、一人が日本の友人にハガキを投函するので切手を買いたいと言うので売店に行った。だが、その店員は外人が出す場合の切手代は余計にかかるかと迫ってきた。さすがにこうなれば、私はいつまでも台湾人ではいられない。久し振りに怒ったので凱旋気分て船に戻った。公園で寝る楽しみは後日になった。

仰天した!! 事務長がパスポート、ビザ、関連書類を確認したいということでチェックして貰った。何と、私のビザの期限が切れかかっていたのだ!原因は早く申請し過ぎたからだった。神戸港に入り沖合からはしけに乗って栈橋に着き、新幹線で東京へ戻って、急ぎ中華民国大使館へ。久しぶりに帰宅した。

「エッ、もう帰ってきたの?」

まだ神戸、新達輪は一步も日本から出ていない。

少し、先を急ごう。台湾の基隆港がほんやり見えてきた。先ず陸地視認の後順序正しく到着地の映像が少しずつ確実にはっきりと見えてくる。飛行機では味わえない異次元の迫力だ。額縁に入った絵がズンズン拡大する感じがとてもいい。台北市に行くには高速道をバスかタクシーで行くのだが、幸い船長の車に同乗して市内まで行くことができた。車中では、飯店と書いてある場所は飯べる店ではなくホテルのこと、安ホテルはどの辺にあるかなど急ぎ必要なことが聞けて助かった。旅行者としての第一歩を踏み出した。

この後、台北にしばらく滞在した後、台中、台南、高尾を巡り再び台北に戻った。その後、同じ船会社の便で香港に渡り2週間程滞在し、またまた台北に戻るようになった。最終的に東京には9月過ぎ、高速のバナナ冷蔵船で3日程度の直行便で着いた。台湾海峡を渡りしばらくすると、船員食堂の何も映っていないつけっ放しのテレビに忽然とNHKの番組が現れた。ひどく感激し自分でも驚いた。

訪問地の知識がなく、旅程も無計画な学生の一人旅であったが、何も予備知識がなかったために、かえってその町の日常を素直に見ることができたようだ。本当なら何でもない出来事にもいちいち驚いた。一人なのでいい加減さびしくなり、映画館や床屋によく入った。映画館では最初に蒋介石総統の映像が現れ、観客は直立不動で国家を斉唱。そのあと二本立て映画が始まる。映画は小林旭の渡り鳥シリーズをやっていた。街なかでは城卓也の「骨まで愛して」が流れていた。台湾では日本文化が好まれていることを随所に感じた。

この旅行は1968年のことで、泊まった安い宿は、当時の日本円換算で1泊60円から100円だった。安い代わりにトイレは建物共用外付け、水道設備はなく、洗面器を渡され共用の蛇口で汲んで使うというものだった。飲み水はビンに入れて部屋に置く。尚、この頃赤坂プリンスホテルの豪華な部屋が1泊1200円程度の時代。大卒初任給34,000円、タバコ50円、新発売のハイライトは70円だった。日産ダットサンブルーバードは日本で70万円、台湾では140万円の時代。旅は面白かった。

以上



記事4. 国連CEFACTからのお知らせ

国連CEFACT公式Website (<http://www.unece.org/cefact.html>) に以下の記事(原文)が公表されています。

4-1 10 June 2016:

The UN/EDIFACT directory version D.16A has been validated by the BPS Validation Team and approved by the UN/CEFACT Bureau for publication. It is now available in the UN/EDIFACT section of the UN/CEFACT website and can be downloaded from the UN/EDIFACT Directories.

2016年6月10日

国連CEFACT BPS Validation Team によるUN/EDIFACT Directory version D.16Aのvalidationが終了し、国連CEFACTビューロより公開のための承認が得られました。公開されている内容は国連CEFACTの公式Websiteより、検索ならびにDownloadできます。

4-2 09 June 2016:

Core Component Library 16A.1 has been published. This version is an update of CCL 16A to include the CCs and Reference BIEs for the Supply Chain Data Reference Model (SCRDM) and the BIEs needed to support the Cross Industry Invoice Schema based on CCBDA 1.0.

2016年6月9日

国連CEFACTコア構成要素ライブラリー(CCL) 16A.1が公開されました。当該バージョンは、CCL 16Awo更新したもにて、サプライチェーンデータ参照モデル(SCRDM)のCCおよびBIE、ならびに、CCBDA1.0を基本とした業界横断インボイススキーマをサポートするために必要となるBIEが含まれます。

4-3 09 June 2016:

The UN/CEFACT Cross Industry Invoice Schema based on CCL 16A.1 and CCBDA 1.0 has been approved and is now available.

2016年6月9日

コア構成要素ライブラリー 16A.1 および CCBDA 1.0を基本とした国連CEFACT 業界横断インボイススキーマがビューロの承認を得て公開されました。

4-4 7 June 2016:

Following approval of the Revised Cross Industry Scheduling project, this is to announce a call for participation. This project aims to update the 2008 version of this deliverable. These business processes are to exchange information for the scheduling supply chain management such as demand forecast, inventory forecast... To register interest in participating or for

more information, please contact the project lead, Mr. Samy Scemama. The development of this Project can be followed on the UN/CEFACT Collaboration Environment.

2016年6月7日

「CI-SC Scheduling Supply Chain (ジャストインタイム製造プロセス)」プロジェクトが新規プロジェクトとして国連CEFACTビューロに承認されたことを受け、ここにプロジェクトの参加者を募集します。当プロジェクトは、2008年版の成果物のアップデート版を狙っています。当該ビジネスプロセスはデマンド予想、インベントリー予想といったジャストインタイムサプライチェーン管理のための情報交換をすることにあります。参加されたい方のご興味のある方でより多くの情報をお知りになりたい方はリーダーのSamy Scemama氏にご連絡ください。当該プロジェクトの進捗は【UN/CEFACT Collaboration Environment】のWeb環境で確認できます。

4-5 06 June 2016:

The Extension of Cross Industry Invoice technical artefacts Leader, Natascha Rossner, France, is pleased to announce the Bureau has approved the start of the Extension of Cross Industry Invoice technical artefacts project. The project proposal can be found enclosed to this Call for Participation. To sign-up to the project, please contact the project lead Natascha Rossner by indicating : your name, your country of delegation, your email address and telephone number.

2016年6月6日

「業界横断インボイス技術成果物の拡張版」

プロジェクトリーダーのNatascha Rossner氏(フランス)は、当該プロジェクトを国連CEFACTビューロが承認した旨をお伝えしています。プロジェクト提案の内容はこちらを検索ください【Extension of Cross Industry Invoice Technical artefacts project】。

プロジェクトに参加ご希望の方は、貴名、代表団国名、eメールアドレスおよび電話番号を連絡ください。

4-6 24 May 2016:

A second 60-day Public Review is open for the recommendation project on Public-Private Partnerships in Trade Facilitation. This project studies the application of classic Public-Private Partnership models to specific Trade Facilitation measures and analyses the various risks to be considered when thinking of this type of financing. It further proposes a methodology for assessing the implementation of a Public-Private Partnership for Trade Facilitation measures. Within the context of the WTO Trade Facilitation Agreement adopted in November 2014, Trade Facilitation is a central aspect for the future of international trade. Financing these projects will increasingly be a challenge, especially for transitional and developing economies. This recommendation project aims to provide a contribution in this sense. The draft recommendation is being submitted for a second Public Review following substantial changes made based on comments received from the UNECE secretariat. The final draft text of the

recommendation and the guidelines for Public Review and the template for all comments are available on the Public-Private Partnerships in Trade Facilitation - Public Review page.

2016年5月24日

勧告「貿易円滑化におけるPublic Private Partnership (PPP)」開発プロジェクトによる再度の公開レビューが公示されました。公開期間は60日です。本プロジェクトはいわゆるPPPモデルを貿易円滑化の分野への適用を研究するもので、このファイナンスの種類を検討する際に考慮すべき多様なリスクを分析するものです。本勧告にて、更に、貿易円滑化の分野への導入を評価する手法が提案されます。2014年11月に採択されたWTO貿易円滑化協定(TFA)に記述されているとおり、貿易円滑化は国際貿易の将来について中心となるものです。これらのプロジェクトを資金的にサポートすることはとりわけ、移行経済圏や開発途上経済圏にとって、チャレンジの度合いが増加するものと思われます。本勧告開発プロジェクトはこの意味での貢献を狙いとするものです。今回、再度の公開レビューの対象として提案された本勧告案は、UNECEの事務局より得たコメントを反映し、重要部分に変更を加えたものです。この最終案とガイドラインおよびコメント記載用のフォームは以下を検索ください。

<https://www2.unece.org/cefact/display/uncefactpublicreview/Public+Review%3A+Public-Private+Partnerships+in+Trade+Facilitation>

以上

MEMO

— 協会ホームページのリンク集のご案内 —

<http://www.jastpro.org/link/index.html>

当協会のホームページのリンク集には、当協会の活動にご興味を持たれる方や日本輸出入者コードの利用者の方々のご参考として関係諸組織・団体ホームページへのリンクを下記の分類で掲載しておりますのでご活用下さい。

- ▶ 当協会に関係する我国の官公庁・公的機関(独立行政法人を含む)
- ▶ 輸出入関係手続きに関係する業界団体等
- ▶ 輸出入関係手続きに〔国内物流〕関係する情報源と用語集
- ▶ 国際空港の公式ページ
- ▶ 国際貿易港の公式ページ
- ▶ 貿易簡易化や電子商取引の標準化組織・団体(国内)
- ▶ 貿易簡易化や電子商取引の標準化組織・団体(海外)
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化に関係する国際機関
- ▶ その他の組織・機関

JASTPRO 第42巻 第3号 通巻第452号

・禁無断転載

平成28年6月28日発行 JASTPRO刊16-03

発行所 (一財)日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
八重洲第五長岡ビル4階
電 話 03-3555-6031(代)
ファクシミリ 03-3555-6032
<http://www.jastpro.org>

編集人 山内大二郎

本誌は再生紙を使用しております。

— JASTPRO広報誌電子版のご案内 —

電子版は、当協会ウェブページのお知らせ欄にてご覧いただけます。

<http://www.jastpro.org/topics/index.html>

掲載通知をご希望の皆様には、メールにてその旨ご案内申し上げますので、ご希望の方は毎月20日までに次の内容を下記のE-mailアドレスにお知らせくださいますようお願いいたします。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

【申込み宛先】

(一財)日本貿易関係手続簡易化協会

業務部 業務一部長 石垣 充

E-mail address: gyomu_dept@jastpro.or.jp

Japan
Association for
Simplification of
Trade
PROcedures